

板橋区自主防災組織電源確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、首都直下地震等の災害により、大規模な停電が発生した場合において、地域の防災活動に支障が生じないよう電源の確保を推進するため、板橋区の区域内（以下「区内」という。）の各自主防災組織に対し補助金を交付すること（以下「電源確保事業補助金交付事業」という。）により、もって地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 電源確保事業補助金交付事業の交付対象者は、区内において自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）として活動する者であって、次の各号に定める者とする。

- (1) 住民防災組織（区長に住民防災組織を結成した旨の届出をしている者に限る。）
- (2) マンション管理組合

(電源確保事業補助金交付事業の内容)

第3条 電源確保事業補助金交付事業による補助金（以下「補助金」という。）の額は、東京都及び板橋区の予算の範囲内において、1組織当たり60万円（板橋区自主防災組織電源確保事業発電機支給要綱（令和3年6月1日区長決定）第4条第2項の支給決定に基づき、発電機を支給されている場合は、60万円から当該発電機の価格の2分の1の額（1,000円未満は切り捨て）を差し引いた額）を限度とし、次項に規定する補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）とする。

2 補助金の補助対象経費は、次の各号に掲げる物品（以下「発電機等」という。）の購入に係る費用のうち、区長が必要かつ相当と認めたものとする。

- (1) 非常用発電機（可搬式のもの）
- (2) 小型蓄電池（可搬式のもの）
- (3) 充電器
- (4) 充電用ケーブル

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は、補助金の補助対象外経費とする。

- (1) ガソリン、ガスボンベその他の燃料の購入に係る費用
- (2) 乾電池単品、交換用プラグその他の消耗品の購入に係る費用
- (3) 発電機等を保管する倉庫等の整備に係る費用
- (4) 前3号のほか区長が不相当と認めるもの

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長が定める期日までに、電源確保事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、

区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1組織につき、1回限りとする。

(交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請について、東京都知事（以下「知事」という。）に東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱（令和2年4月1日都知事決定）に基づく補助金（以下「都補助金」という。）の交付申請を行う。

2 区長は、前項の交付申請について知事からの都補助金の交付決定があったときは、申請者に補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。

3 区長は、交付決定をしたときは電源確保事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不交付を決定したときは電源確保事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 区長は、交付決定に当たって、必要と認める条件を付することができる。

(実績報告)

第6条 交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに発電機等の購入をしなければならない。

2 交付決定者は、前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた後に、発電機等の購入の中止又は変更をしようとするときは、区長に対し、電源確保事業補助金変更申請書（別記第4号様式）により、速やかに申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請に基づき、補助金の額を変更すると決定したときは、電源確保事業補助金変更決定通知書（別記第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

4 交付決定者は、発電機等を購入したときは、速やかに電源確保事業補助金報告書（別記第6号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第7条 区長は、前条第4項の規定による報告があった場合において、発電機等の購入の状況が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、電源確保事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付決定者は、前条の規定により通知を受けた場合は、速やかに電源確保事業補助金請求書（別記第8号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(申請の撤回)

第9条 交付決定者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付申請の撤回をしようとするときは、第5条第3項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことが出来る。

- (1) 偽りその他の不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定に際し、付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反する等、区長が不相当と認める事由が発生したとき。

(費用弁償)

第11条 区長は、前条の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、別に期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(発電機の保管等)

第12条 補助金により購入した発電機等は、当該発電機等を購入した者が属する自主防災組織が管理する倉庫等に保管するものとする。

2 補助金により購入した発電機等の所有者は、前項の自主防災組織の代表者とする。

(物品管理)

第13条 補助金により発電機等を購入した者は、善良な管理者の注意をもって発電機等の維持管理をしなければならない。

2 補助金により購入した発電機等の維持管理及びこれらの使用に要する消耗品その他の費用は、補助金により発電機等を購入した者が負担するものとする。

(検査等)

第14条 補助金により発電機等を購入した者は、板橋区職員又は東京都職員がこの要綱による補助金の交付に関し検査する必要がある場合又は報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるところによるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

付則（令和3年6月1日区長決定）

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付則（令和4年4月1日区長決定）

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（宛先）板橋区長

年 月 日

組 織 名
代表者氏名
住 所
電 話

電源確保事業補助金交付申請書

板橋区自主防災組織電源確保事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり、補助金の交付を申請します。

記

購入予定資器材	
交付申請額	円
資器材格納場所	建物名： 住 所：
添付書類	<input type="checkbox"/> 購入品目リスト <input type="checkbox"/> 見積書もしくはカタログ等の写し

注意事項

- ・補助金の交付は複数回申請することは出来ません。
- ・助成金額は補助対象経費の1/2の額で1,000円未満切り捨て、上限は原則として60万円まで
- ・資器材の使用に係る消耗品（ガソリン等）やオプション品（資器材を覆うカバー等）は補助対象となりません。あらかじめご了承ください。
- ・資器材の廃棄費用は補助対象となりません。

購入品目リスト

No.	品名	規格	数量	単位	単価	金額
1					円	円
2					円	円
3					円	円
4					円	円
5					円	円
					合計	円

様

板橋区長

電源確保事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの電源確保事業補助金交付申請について、板橋区自主防災組織電源確保事業補助金交付要綱第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付することを決定しましたので通知します。

記

1 資器材名

2 補助金額

項目	金額	備考
補助対象経費	円	
助成金額	円	

※助成金額は補助対象経費の1/2の額で1,000円未満切り捨て、上限は原則として60万円まで

※申請段階と内容が変更になる場合は下記担当にご連絡ください。

部署名：

担当者名：

問合せ：

第3号様式（第5条関係）

板危地第 号
年 月 日

様

板橋区長

電源確保事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けの電源確保事業補助金申請については、板橋区自主防災組織電源確保事業補助金交付要綱第5条第3項の規定に基づき、下記の理由により補助金を不交付と決定したので通知します。

記

- 1 決定の内容
- 2 不交付理由

第4号様式（第6条関係）

（宛先）板橋区長

年 月 日

組 織 名
代表者氏名
住 所
電 話

電源確保事業補助金変更申請書

年 月 日付けの 板危地第 号による補助金の交付決定について、板橋区自主防災組織電源確保事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更申請します。

記

1 変更内容及び理由

2 変更後の交付申請額

_____円

3 添付書類

- （1）変更後購入品目リスト（別紙）
- （2）見積書又はカタログ等の写し

変更後購入品目リスト

変更前

No.	品名	規格	数量	単位	単価	金額
1					円	円
2					円	円
3					円	円
4					円	円
5					円	円
合計						円

変更後

No.	品名	規格	数量	単位	単価	金額
1					円	円
2					円	円
3					円	円
4					円	円
5					円	円
合計						円

様

板橋区長

電源確保事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けの電源確保事業補助金変更申請について、板橋区自主防災組織電源確保事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり補助金額を変更することを通知します。

記

1 資器材名

2 補助金額

項目	金額	備考
補助対象経費	円	
助成金額	円	

※助成金額は補助対象経費の1/2の額で1,000円未満切り捨て、上限は原則として60万円まで

※申請段階と内容が変更になる場合は下記担当にご連絡ください。

部署名：

担当者名：

問合せ：

第6号様式（第6条関係）

（宛先）板橋区長

年 月 日

組 織 名
代表者氏名
住 所
電 話

電源確保事業補助金報告書

板橋区自主防災組織電源確保事業補助金交付要綱第6条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 資器材名

2 金額

_____円

※購入した資器材の合計金額を記載してください。

3 添付書類

（1）領収書の写し

（2）購入製品の写真

第6号様式（第6条関係）別紙

領収書 No. _____

- ・台紙が足りない場合は複写してご使用ください。

領収書 No. _____

- ・台紙が足りない場合は複写してご使用ください。

領収書 No. _____

- ・台紙が足りない場合は複写してご使用ください。

領収書 No. _____

- ・台紙が足りない場合は複写してご使用ください。

第6号様式（第6条関係）別紙

購入写真

- ・写真は枠内に収まるよう添付してください。
- ・写真は購入した物品が分かるよう複数枚添付してください。
- ・写真のサイズは小さくしすぎないようにしてください。
- ・台紙が足りない場合は複写してご使用ください。

- ・写真は枠内に収まるよう添付してください。
- ・写真は購入した物品が分かるよう複数枚添付してください。
- ・写真のサイズは小さくしすぎないようにしてください。
- ・台紙が足りない場合は複写してご使用ください。

- ・写真は枠内に収まるよう添付してください。
- ・写真は購入した物品が分かるよう複数枚添付してください。
- ・写真のサイズは小さくしすぎないようにしてください。
- ・台紙が足りない場合は複写してご使用ください。

様

板橋区長

電源確保事業補助金確定通知書

年 月 日付けの電源確保事業補助金申請について、板橋区自主防災組織電源確保事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金額が確定しましたので通知します。

記

1 資器材名

2 補助金額

項目	金額	備考
補助対象経費	円	
助成金額	円	

部署名：

担当者名：

問合せ：

第8号様式（第8条関係）

電源確保事業補助金請求書

金 _____ 円

年 月 日付け 板危地第 号により確定した電源確保事業補助金を、板橋区自主防災組織電源確保事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、請求いたします。

（宛先）板橋区長

年 月 日

組 織 名 _____

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 _____